

新たな21世紀の企業経営システムの 構築に関する研究

小島大徳 榊原貞雄

1 研究成果と研究状況

これまで、本共同研究プロジェクトは、過去三カ年（2008年4月から2011年3月まで）にわたって継続的に研究を続け、新たな企業経営システムの構築を目指した多くの研究成果をあげた。ここでは、その研究成果を報告しよう。さて、株式会社の導入には、約100年の議論を要した。株式会社の定着にも、約100年の歳月をかけた。そして、株式会社の崩壊も、約100年の月日が必要になるであろう。21世紀の終わりに、これを読んでいる人がいたら教えて欲しい。その時代には、新しい会社の創造が始まっているかどうかを。株式会社は、実に歪で誠になわぬ制度である。どこからどうみても、中途半端で美しくない。考えれば考えるほど、不思議な制度なのである。

ただ恐ろしいことに、物の見方を変えると、株式会社は、完璧な制度ともいえる。それは、株式会社制度を旨く利用し、資本主義経済のなかで最大の利益を得ようとする者として、資本市場の発達と経済の成長という大目標を達成するためのフィールドで、都合良く動き回る、1人のプレーヤとしての立場として見るならばである。

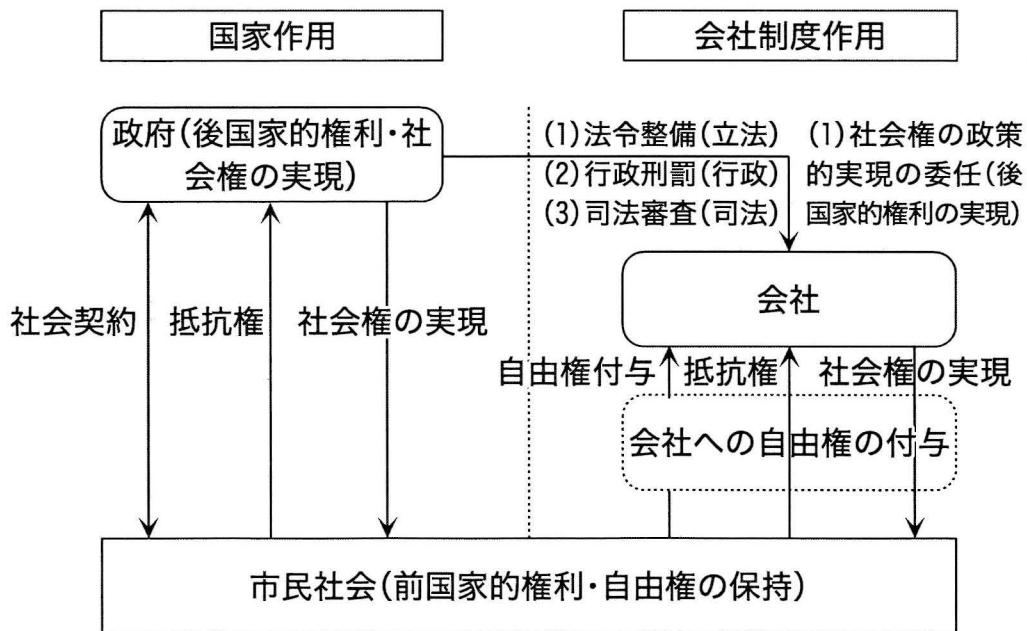
だが、物には本質が必ずある。企業が存立する理由もまた然りである。人が混じり合う社会であるのだから、最終的に、社会の合意が無くては企業の存立もなしえないのである。ただ、このような消極的企業存立論もなりたちうるが、本研究では社会が身を乗り出して企業の存在を求めたという積極的企業存立論をとる。社会の主役である市民は、最大幸福を求め日々行動しているのである。

この社会と市民の融合した感情が、株式会社をはじめとする会社を生み出したのである。会社が経済活動の一翼を担う存在となることを見届けると、それ以上に強力な制度の導入を認めていくことになる。それが株式会社である。

株式会社は、株式会社を取り巻くあるいは支える、多くの制度から成り立っている。会社制度は、市民社会からの要請により創設されたものである。これが意外と理解されていない。会社制度の本質を理解するためにも、会社制度が創設された歴史的経緯と論理的展開は、是非とも共通の理解として、肝に据えたいものである。つまり、市民社会の要請によって、国家作用機関が、会社制度を作成したのであり、その背景には、人の基本的権利に密接に関連した結びつきがある。

経済の発展は会社の発展とイコールの関係で結びつけられる。つまり、経済の発展がなければ会社の発展もなく、逆も然りである。経済の発展は、実は、幸福追求としての最も中心的人権としての役割を持つのである。

図1 市民社会と国家、そして会社制度の誕生

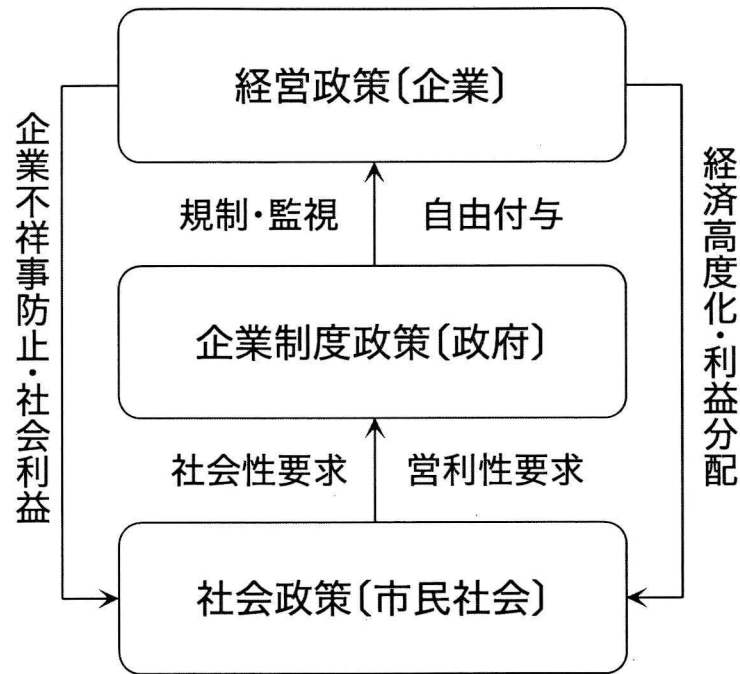


(出典) 筆者作成。

会社は、3段階により存立している。まず、市民社会は、経済の発展と人の幸福の最大化を政府に対して要求する。この営利性の要求を受けて、政府は企

業制度を充実させる。そして、市民権としての一部を与えられた法人を形作り、それにより企業が形成され、企業に対して自由が付与される（もちろん人よりも限定された自由）。この企業経営活動が、今日の経済をみるとわかるように、経済を高度化させ、市民社会に対して利益分配を行うという循環が続いている。

図2 企業存立と経営目的



(出典) 筆者作成。

これを端的に表現すると、市民社会は、政府に対して最大幸福としての財産的分配基盤を求める。その主体に対して、営利性要求を行うのである。そして、政府は、市民社会の要求に応じ、立法活動などを通じて会社制度を創設する。そこでは、市民社会から委任された自由を、さらに委任するという関係を有することになる。そのため、市民社会が持つ自由を、企業が間接的に行使する主体となるのである。その上で、企業は、会社制度を規定した法令に則って、自由な経営活動をするのである。そして、最終的に、このような3者の営みを通じて、経済高度化と利益配分が行われるのである。

さて、これを端的に表現すると、市民社会は、政府に対して、最小不幸としての安全生活基盤を求める。そして、政府は、市民社会の要求に応じ、立法活動などを通じて会社制度を改正する。そこでは、市民社会から委任された自由

を、制限するという関係を有することになる。そのため、市民社会が持つ自由を企業が間接的に行使する主体としての立場を失っていくことになる。その上で、企業は、会社制度を規定した法定に則って、限定的な経営活動をするのである。そして、最終的にこのような一連の副次的作用としての3者の営みを通じて、企業不祥事防止と社会利益が行われるのである。

これらそれぞれに対して、市民社会は社会政策、政府は企業制度政策、企業は経営政策として、企業に対してコミットを行い、それぞれの要求を企業経営に反映させていくのである。ただ、忘れてはいけないことは、図序1および図序2ともに、企業の源泉は、市民社会に存在するということである。それも、市民社会の欲求としての欲望に全てが行き着くと理解することが、会社制度を理解する上での、大前提なのである。

2 本研究の内容

本研究は、株式会社制度を批判的に考察することにより、負の態様をあぶり出し、正の存在へと導くことを、大きな目的としている。そのために、まず、株式会社制度の根本的制度欠陥だけではなく、歴史的背景をもとにして、制度が変遷したなかで生じた株式会社制度の思想と存在の乖離を白日の下にさらす必要がある。ここでは、株式会社の限界をはじめに認めることから論じることが重要なのである。そこで、本研究の第1つ目の課題では、株式会社制度の限界と、それを超えようとする進化過程について詳細に論じる必要があった。

株式会社制度の目的は、市場経済社会の中心的なプレーヤーという役割を有しているのであるから、どうしても営利性を追求することが、最大の目的となる。営利性の追求のためには、専門的な知識と俊敏な行動力、などのリーダーシップを備えた人、つまり経営者が必要となる。この経営者が、市場経済社会のなかで、最低限のルールを守りつつ健全な経営を行っているかを確かめ、あるいは認めるために株式会社監査体制が、あらゆる方面から設計されている。だが、実際は、社会科学のなかでも異質な学問となっている監査論に支えられた、ご都合監査制度が浸透してしまっているし、公認会計士制度などは市場の要請に応えるために設計された制度にもかかわらず、市場の意向を全く無視し、報酬

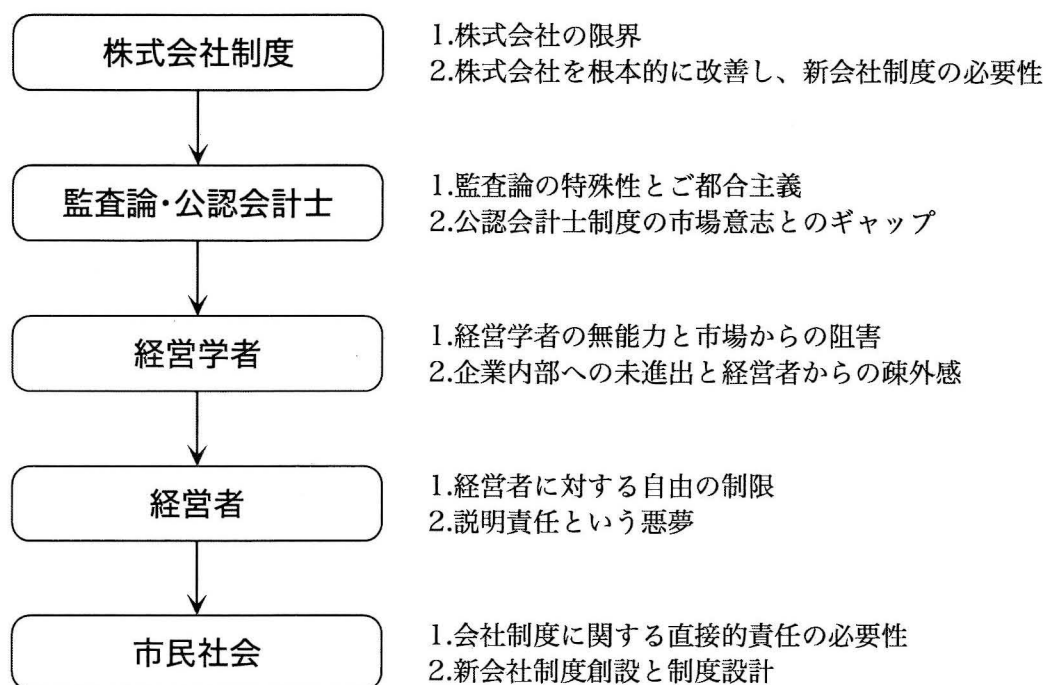
を貰える経営者だけを見ている。そこで、本研究の2つ目では、監査論と公認会計士制度について論じなければならないのである。

株式会社制度設計のなかで登場することはほとんどないのであるが、客観的に株式会社を観察することのできる者として、経営学者がいる。諸外国では、経営学者が社外取締役となり経営参加している例があるのはよく知られている。このように経営学が実際の経営に役に立っている場合だらけだと、力強いかぎりなのであるが、日本では、このような事例がほとんどみられない。それどころか、経営学者が経営者を育てるのだという、甚だ馬鹿げている論が平然と語られている。閉口を通り越して、危機感すら感じるのである。そこで、本研究の3つ目では、経営学者の役割について論じなければならない。

経営がこの上なくうまくいっていても、いったん企業不祥事などが起こると、会社の信頼は、地に落ちてしまう。そして、会社の利害関係者だという不透明な立場から、正義という名で、経営者の責任を問い始めるのである。その主体はメディアであり、被害者ではない。そこで、キーワードとなるのが説明責任である。本来は、高度な自由を持っているはずの経営者が、経営活動の手足を縛られている悪魔の言葉でもある。ルールに則った経営を行っている者が、それ以上の責任を負う必要は無いのである。そこで、本研究の第4つ目では、経営の自由を脅かす説明責任を否定し、経営者の責任は結果責任のみとすると論じなければならないのである。

さて、ここまで論じてくると、株式会社以前の問題として、経営というのは、如何なる源泉に基づいて正当化されているのかという疑問が立ち上がるはずである。そのことを考えることのなさに、経営学が論じられ、株式会社が制度化されてきたから、実に歪で魂のない制度になってしまったのだと、気づかせてくれる。一方、創造的な経済を目指すのであれば、進化する経営学を目指さなくてはならない。つまり、新しい会社制度の創設を視野に入れるべきなのである。そこで、本研究の5つ目では、経営学あるいは経営に関する制度の権源の由来をはっきりさせ、経営学の普遍性をも明らかにしなければならないのである。

図3 本研究の詳細



(出典) 筆者作成。

3 本研究の結論と課題

株式会社は、究極的には、市民社会からの授権によって、存立する基盤を得ている。そのため、本来的に市民社会と矛盾行動を起こすことは、あり得ないのであるし、もし矛盾行動を起こしたときは、存立する基盤を失うはずである。間接的な代表制度によって会社制度が創設され、間接的な専門経営者制度によって会社が運用されると、当然のことながら、授権元的意思に反する行動を授権先が行う可能性が出てくる。これらを可とする考え方もあるが、そのような立場に立ったとしても、解決できない最大の難問がある。これが、本書による、潜在的会社制度の嘘を形成する核なのである。その難問とは、「授権元が授権先を辞めさせることができないのは何故か」である。

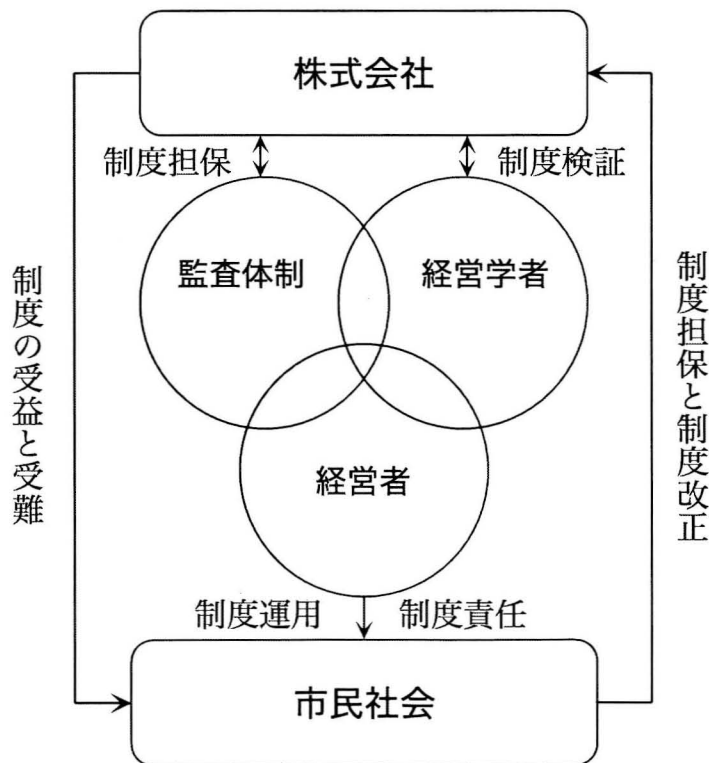
資本主義は嘘から成り立っている制度である。そして、この資本主義の中心的役割を有する株式会社も嘘から成り立っている。この嘘から発生する問題が、企業不祥事の多発や企業競争力の低下などという問題を発生させ、拡大してい

るのである。これを解決するためには、本来授権元である市民社会が、授権先である経営者に対して、チェック機能やモニタリング機能を有する必要がある。そして、究極的には、市民社会が、経営者を辞めさせる権能を有しているはずなのである。制度を議論するうえで、嘘を認めるところから始めてはならない。そこで、このような資本市場制度の5つの嘘を明らかにするのである。

資本市場を支える5つの嘘は、制度の嘘と人の嘘の2側面に分けられる。たとえば、まず、制度の嘘は、株式会社制度であることはもちろんのこと、監査論と公認会計士におよぶ。また、人の嘘は、公認会計士も含まれるが、経営学者と経営者にもおよぶ。この5つの嘘によって、資本主義制度が支えられ、逆作用としての経済発展と人の幸福追求がなされてきたのである。

さて、このような5つの嘘であっても、見かけだけは、制度として存在するのであるから、体系を持っているのである。その体系を詳細に検討すると、株式会社に変わる新しい会社制度の基本的思想と論理的根拠を見出すことができるのである。

図4 株式会社制度を運用する概要



(出典) 筆者作成。

市民社会は、制度担保としての根拠をあたえ、制度を改正する権限を有する。その2側面が株式会社を存立させているのである。しかし、この株式会社という存在は、市民社会と株式会社の間で、直接的な権利義務関係に有るのではなく、間接的な存在にすぎないのである。そのために、株式会社制度を健全に機能させるため、いくつかの制度を作っている。その主な物は、監査体制と経営者に、くわえて経営者自身の3者である。ただ、これは理想的あるいは近未来的な姿をも加えており、現代では正確ではない。

株式会社は、市民社会に対して制度の受益と受難をほぼ同時にもたらすことになる。より正確に言えば、市民社会が株式会社の存立を認める過程をへて、制度不備や制度疲労を改善する過程を繰り返しながら、市民社会と株式会社は>Contactしているのである。このような流れを理解した上で、本研究では、株式会社の嘘を暴き、資本主義が如何に幻想によって成り立っているかを白日の下に晒し、新たな会社制度の創設を提示するのである。

本研究は、22世紀の初頭に評価される研究とするために、渾身の力をもって実施したものである。本研究の最大の成果物は、小島大徳『株式会社の崩壊』創成社、2010年であるが、他にも学術論文、学会報告など、多くの研究成果を残せたことを記しておく。